

## 第4期高砂市教育振興基本計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、第4期高砂市教育振興基本計画策定業務の受託事業者（以下「受託者」という。）について、公募型プロポーザル方式を採用し、事業者の実績、技術力、企画力等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

第4期高砂市教育振興基本計画策定業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務内容

別に定める仕様書を基準とする。

#### (3) 履行期間

契約締結日から 令和7年3月31日まで

#### (4) 予算額（契約限度額） 4,670,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 参加資格要件

本業務のプロポーザル審査に参加することができる者は、参加申込書提出期限の日現在において、法人で次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号）第20条第2項に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

ウ 高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 国税（法人税及び消費税をいう。）、地方消費税及び高砂市が賦課する税について滞納していない者であること。

キ プロポーザル審査参加申込開始の日から過去5年間において、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する「教育振興基本計画」の策定に関する業務実績を有する者であること。

ク 仕様書で定める委託業務について、適正な執行体制のもと、十分な業務遂行能力を有し、市の指示に柔軟に対応できること。

ケ 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録していること。

### 3 選定方法

#### (1) 選定委員会の設置

受託者の選定のため、高砂市教育振興基本計画策定業務受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

#### (2) 審査・評価方法

選定委員会は、次の選定方法により選定する。

一次審査：提出書類の書類審査

二次審査：一次審査通過者に対し、プレゼンテーション及び選考委員の質疑により実施（プレゼンテーション20分、質疑10分程度）

二次審査でのプレゼンテーションは、参加申込時に提出された企画提案（様式5）等の書類を用いて行うことを基本とし、「業務実施体制」（様式4）に記入のある担当者は、二次審査に出席することとする。

審査・評価の詳細は別紙のとおり

### 4 スケジュール

実施要領等の公表	令和6年4月19日（金）
企画提案書等に関する質問受付期間	令和6年4月19日（金）から 令和6年4月23日（火）午後5時まで
質問回答（公開）	令和6年4月25日（木）
参加申込書類一式提出締切	令和6年5月1日（水）
一次審査（選定委員会において実施）	令和6年5月上旬予定
二次審査	令和6年5月13日（月）予定 別途一次審査通過者に通知する 業務担当責任者は必ず出席すること
二次審査結果通知	令和6年5月下旬
業務委託契約の締結	令和6年5月下旬

各項目において、窓口での受付及び対応時間は、上記期間のうち閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く午前8時30分から午後5時まで

### 5 実施要領等の公表

市ホームページにおいて、本業務に関する実施要領等を公表する。資料等は、市ホームページからダウンロードして入手すること。

### 6 質問の受付・回答

本実施要領の内容について質問がある場合は、質問書（様式6）に記載のうえ、本要領に記載した電子メールのみで受け付ける。なお、電子メールにて提出後、教育総務課担当者あてに電話により受信確認を行うこと。質問に対する回答は、市ホームページへの掲載によって行う。

## 7 参加申込提出資料

1	参加申込書（様式1）	1部	
2	誓約書（様式2）	1部	
3	納税証明書	1部	法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと
4	市税完納証明書	1部	高砂市内に本店又は事業所がある者のみ
5	会社概要	8部	様式任意
6	過去5年間の業務実績（様式3）	8部	別紙評価基準表等を参照のうえ、本業務内容に関係する実績を記載すること
7	業務実施体制（様式4）	8部	
8	企画提案1「計画の基本的方向性（コンセプト）」	8部	（様式5-1）第3期高砂市教育振興基本計画を踏まえ、どのような展開が可能か、また、具体的に計画の体系や指標等の在り方、構成を含め、基本的方向性についての提案を記載する。なお、指標設定に当たっては、可能な限り数値化に対応できる内容を検討すること
	企画提案2「現状分析」		（様式5-2）仕様書5（2）の現状分析についての提案を記載する
	企画提案3「アンケート調査」		（様式5-3）仕様書5（3）のアンケート調査について、調査票や調査方法等について具体的な提案を記載する
	企画提案4「その他積極的提案」		様式任意
企画提案1～3については、それぞれA4判1～2枚程度とし、企画提案4については、A4判4枚以内（A3判の折込みも可）とする。横書きを原則とする。企画提案1～4の順にとりまとめ、業務名と参加者申込者名を明記した表紙をつけて1部として提出する。			
9	見積書	8部	様式任意 仕様書5及び6、積極的提案内容等について内容ごとに内訳を記載すること
10	JISQ15001（プライバシーマーク取得）認定書	1部	写し可

## 8 提出先・提出方法

### （1）提出先

高砂市教育部教育推進室教育総務課

### （2）提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は開庁時のみとし、郵送による場合は、提出期間内に必着とする。

### （3）提出された資料について

提出された資料等は、審査結果にかかわらず返却しない。

9 選定結果の通知

全参加申込者に郵送にて通知する。

10 その他

- (1) 選定委員会は非公開とし、会議内容及び評価内容についても公表しない。
- (2) 参加申込者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 受託者は、本実施要領、仕様書、質問回答書、参加申込時に提案した内容、プレゼンテーション及び二次審査質疑での回答内容に基づき、市と協議のうえ業務を履行しなければならない。

[提出先及び問合せ先]

高砂市教育部教育推進室教育総務課

問い合わせ先： 大久保

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話：079-443-9052 (直通)

FAX：079-443-0919

E-mail：[tact7410@city.takasago.lg.jp](mailto:tact7410@city.takasago.lg.jp)